

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公開番号】特開2020-615(P2020-615A)

【公開日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-001

【出願番号】特願2018-124276(P2018-124276)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 9

A 6 3 F 5/04 5 1 1 A

A 6 3 F 5/04 5 1 3 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月16日(2020.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な特別遊技を実行するか否かを判定する判定手段と、  
所定の動作が可能な可動演出装置と、

前記可動演出装置の所定の動作に係る制御を行う制御手段と、

電源を供給する電源供給手段と、

を備え、

前記可動演出装置は、

第1可動体と、当該第1可動体とは異なる第2可動体と、を含み、

前記制御手段は、

前記電源が供給されると、前記第1可動体および前記第2可動体の初期動作を制御可能であって、

当該初期動作において、

前記第1可動体と前記第2可動体との一方を動作させ他方を動作させない期間と、

前記第1可動体と前記第2可動体との両方を同時に動作させる期間と、を有する、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

パチンコ遊技機においては、遊技球を始動口に入球させたことを契機に抽せんを行うとともに、この抽せんの結果等を報知する手段として、液晶表示装置を用いたり、下記の特許文献1に示されるように可動演出装置(例えばドラム)を用いたりするものがあった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

ここで、下記の特許文献1においては、パチンコ遊技機に電源が供給されたときに所定時間にわたり可動演出装置を駆動して、異常がないかを確認するための初期動作が行われていた。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

しかしながら、引用文献1における可動演出装置であると初期動作に時間を要してしまい、好適に初期動作が行われているとは言い難かった。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、このような実情に鑑み、可動演出装置における初期動作を好適に実行することを目的とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明に係る遊技機は、遊技者にとって有利な特別遊技を実行するか否かを判定する判定手段と、所定の動作が可能な可動演出装置と、前記可動演出装置の所定の動作に係る制御を行う制御手段と、電源を供給する電源供給手段と、を備え、前記可動演出装置は、第1可動体と、当該第1可動体とは異なる第2可動体と、を含み、前記制御手段は、前記電源が供給されると、前記第1可動体および前記第2可動体の初期動作を制御可能であって、当該初期動作において、前記第1可動体と前記第2可動体との一方を動作させ他方を動作させない期間と、前記第1可動体と前記第2可動体との両方を同時に動作させる期間と、を有する、ことを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明によれば、可動演出装置における初期動作を好適に実行することができる。